

大阪市密集住宅地市街地の整備と生野区南部地区及び旭住宅地区の位置づけについて

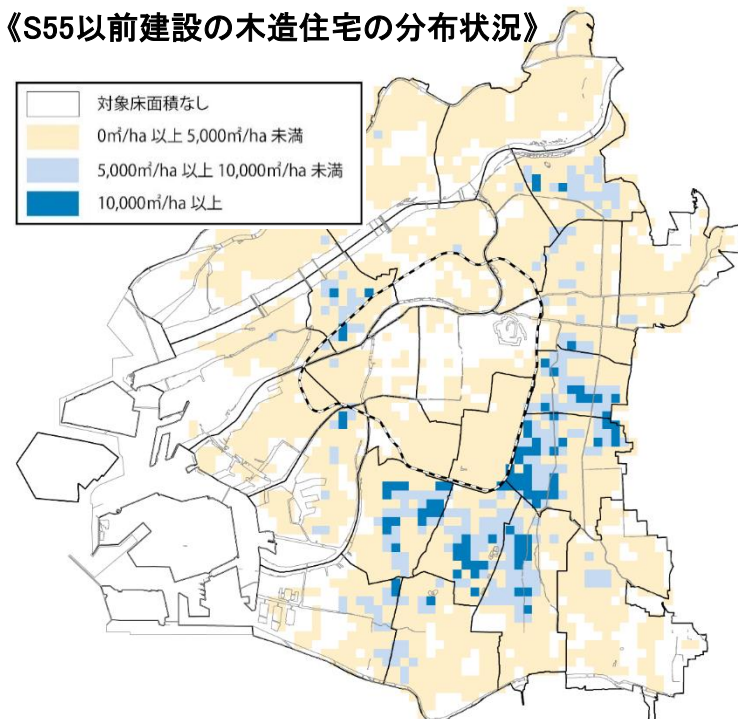
◆大阪市の密集住宅市街地の状況

- 本市には、JR大阪環状線外周部等の戦災による焼失を免れた地域を中心に、老朽木造住宅が建て詰まり、狭あいな道路が多く存在し公園・オープンスペースも不足するなど、防災面や住環境面で様々な課題を抱えた密集住宅市街地が形成されている。

◆大規模地震の発生危惧

- 阪神・淡路大震災の発生以降、東日本大震災や熊本地震をはじめ、甚大な被害を伴う震度6を超える地震が全国で度々発生している。
- 本年も1月に石川県能登半島地震が発生し、8月には宮崎県日向灘の地震をきっかけとした「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の発表がなされるなど、南海トラフ巨大地震等の発生が強く危惧される状況となっている。

《S55以前建設の木造住宅の分布状況》



《阪神・淡路大震災での密集市街地の被災状況》

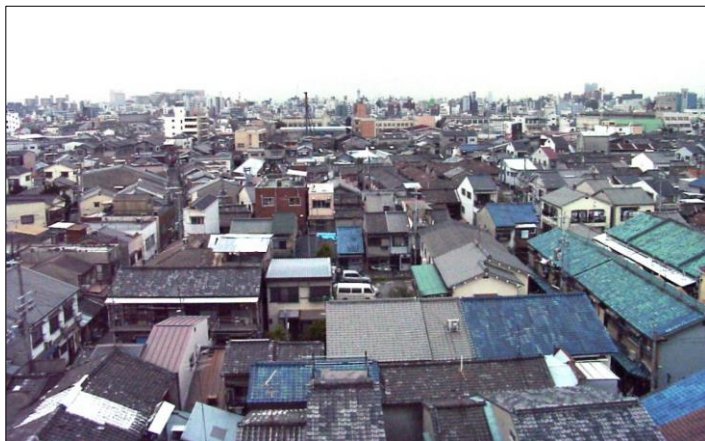


◆本市の密集住宅市街地整備の経過と生野区南部地区・旭地区の位置づけ

① 密集住宅市街地整備のモデル事業の実施（平成6年度～）

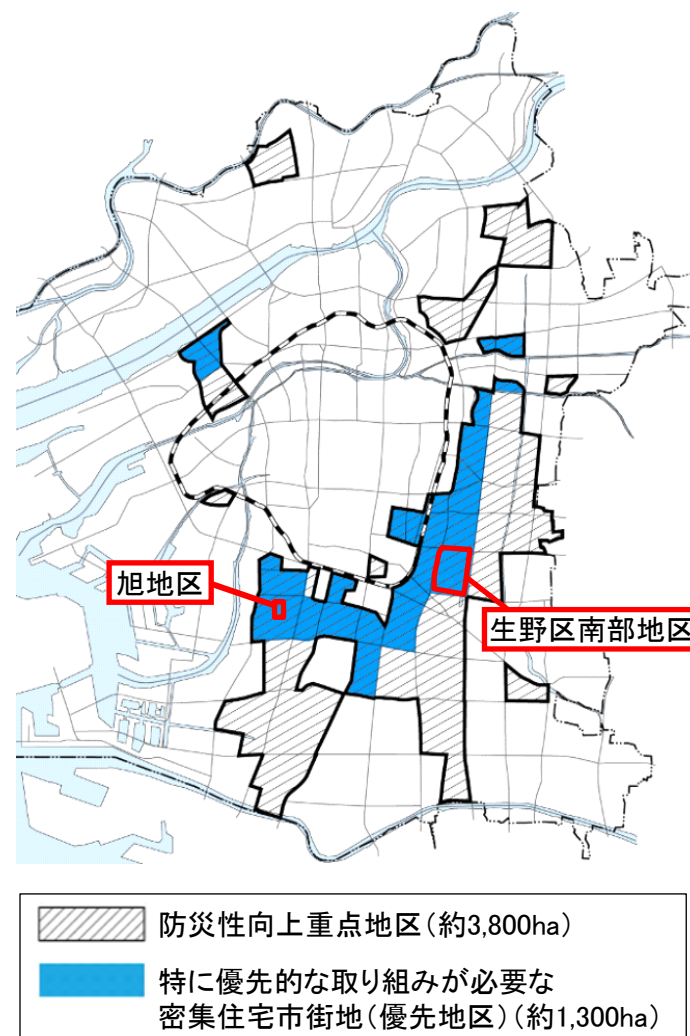
- ・ 災害に強いまちづくりに向け、本市では、平成6年度に密集住宅市街地整備のモデル事業として、住宅市街地総合整備事業を活用し、民間老朽住宅の自主建替の促進、従前居住者用住宅の建設、都市計画道路・都市計画公園等の公共施設の整備、一部エリアに限定した面整備（住宅地区改良事業）を一体的に行う「生野区南部地区整備事業」に着手した。
- ・ 同様に平成12年度には、不良住宅が密集し自主建替えが困難な区域において「旭住宅地区改良事業」に着手し、引き続きこれらの地区の改善に向けた取り組みを進めている。

《密集住宅市街地の状況：生野南部地区》



② 防災性向上重点地区(平成11年度～)・優先地区(平成14年度～)における取組の実施

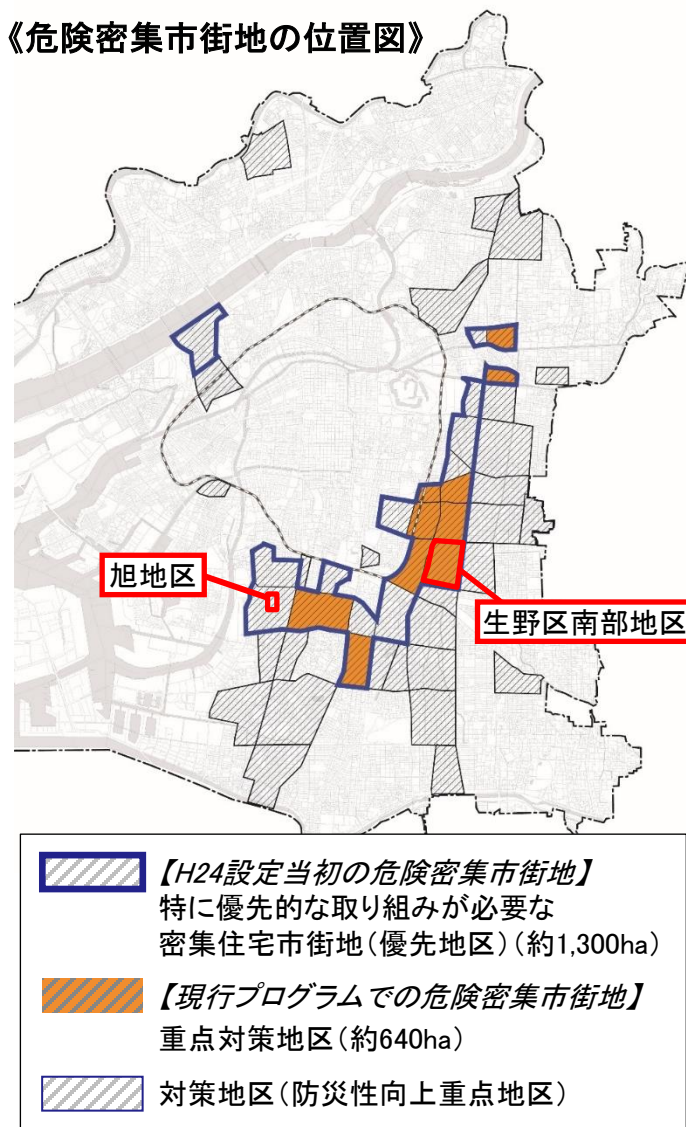
- 一方、阪神・淡路大震災における被害の発生状況を踏まえ、本市では、平成11年度に「大阪市防災まちづくり計画」を策定し、市域のうち約3,800haを「防災性向上重点地区」と位置づけ、老朽住宅の建替を促進してきた。
- さらに平成14年度には、国の「都市再生プロジェクト第三次決定」を受け、「防災性向上重点地区」のうち国の定めた基準を満たしていない地域を「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地(優先地区：約1,300ha)」として指定し、老朽住宅の建替支援や狭あい道路の拡幅整備など、密集住宅市街地整備の取り組みを重点的に進めてきた。
- その際、生野区南部地区や旭地区は優先地区に位置付けられている。



③ 地震時等に著しく危険な密集市街地における重点的な取組の実施（平成24年度～）

- 平成24年度には、国において「地震時等に著しく危険な密集市街地（危険密集市街地）」が設定され、本市の優先地区（約1,300ha）が、危険密集市街地に位置付けられた。
- これを受け、本市では『大阪市密集住宅市街地重点整備プログラム』を策定（取組期間：H26～R2）し、優先地区を中心に延焼危険性・避難困難性の改善や防災骨格の形成に向けた各種取組を重点的に実施した。
- さらに、令和3年3月には、『大阪市密集住宅市街地整備プログラム』を策定（取組期間：R3～R12）し、現在、密集住宅市街地の防災性や地域防災力の向上を図るため各種取組を実施している。
- 現行プログラムでは生野区南部地区は危険密集市街地である「重点対策地区」に、旭地区は「対策地区」に位置図けられている。

《危険密集市街地の位置図》



これまでの取組と進捗

- 「大阪市密集住宅市街地重点整備プログラム」（H26.4策定）に基づき、優先地区（約1,300ha）を中心に延焼危険性及び避難困難性の改善や防災骨格の形成に向けた各種取組を推進し、**令和2年度末までの目標を達成**

目 標

延焼危険性及び避難困難性の改善

優先地区を構成する21防災街区のうち、半数以上で2指標を達成
（不燃領域率：40%以上、地区内閉塞度：レベル2以上）

防災骨格の形成

優先地区の防災骨格形成率を80%以上確保

令和2年度末

11街区において2指標を達成

80%を達成

今後の密集住宅市街地整備の基本的な考え方

めざす姿

災害に強いまちづくりに向けて、密集市街地において、**市街地の不燃化と避難経路を確保するとともに、地震による被害の拡大を防ぎ、地震災害から都市機能を保全する防災骨格を形成**

令和12年度
までの目標

延焼危険性及び避難困難性の改善

重点対策地区（10街区・約640ha）の全てで2指標を達成

防災骨格の形成

優先地区の防災骨格形成率を83%以上確保

整備の方向性と主な具体的取組

（１）密集住宅市街地の防災性の向上

① 市街地の不燃化の促進

- 重点対策地区（約640ha）において、延焼危険性及び避難困難性に対する最低限の安全性の確保を早期に図るため、各種施策を集中的に展開
- 対策地区（約3,800ha）において、密集市街地の不燃化を図るため、老朽住宅の除却・建替えを促進

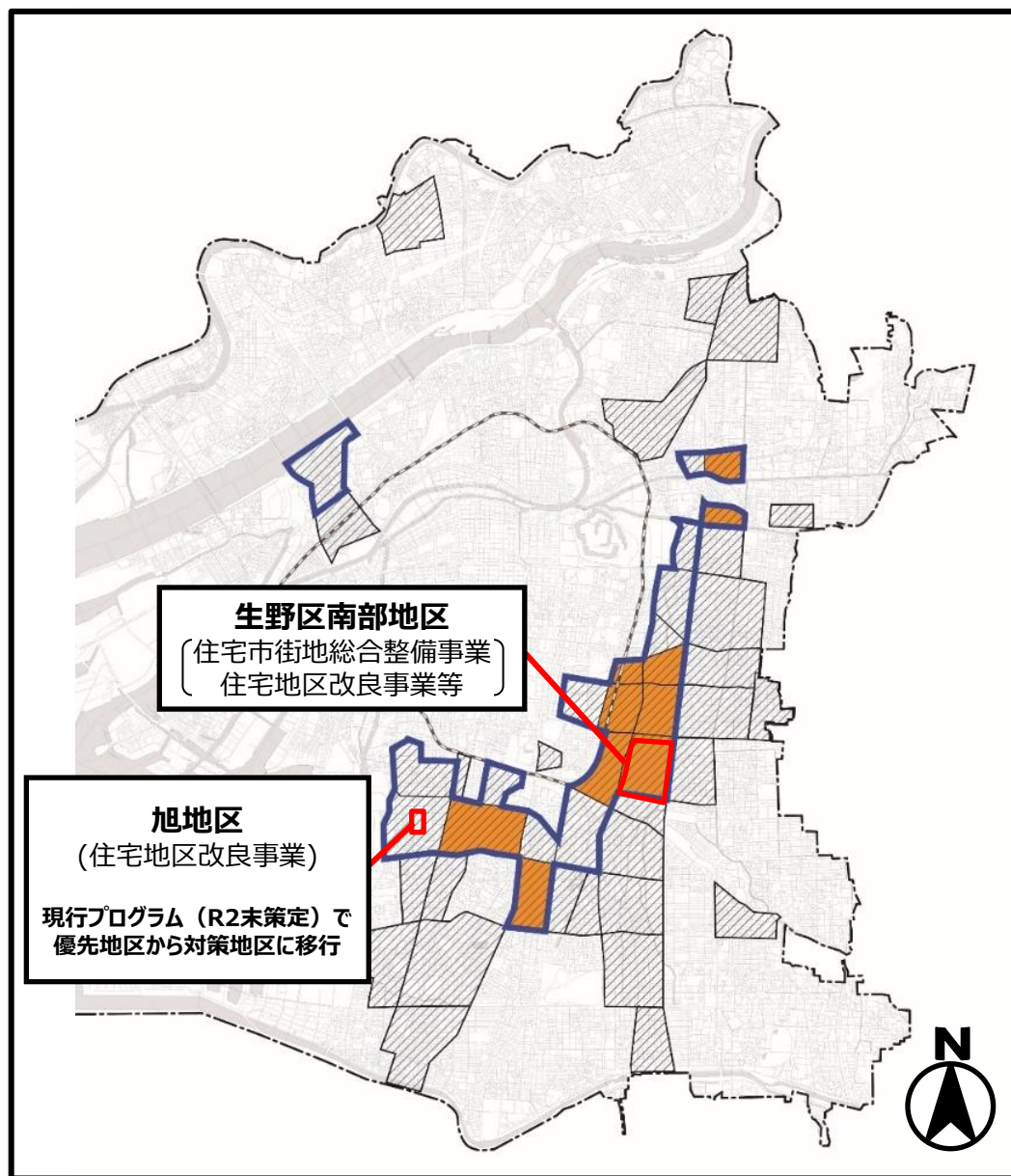
② 都市計画道路の整備の推進

- 優先地区（約1,300ha）において、延焼遮断や救助・消防活動及び避難の空間確保を行うため、防災骨格の形成に資する道路など、都市計画道路の整備を推進

（２）地域防災力の向上

- 発災時には、地域における防災活動が不可欠となるため、各区において、地域防災力の向上に向けた取組を推進

密集事業位置図（まとめ）



防災性向上重点地区

面的な災害の可能性が高い市街地を
防災街区単位で設定

H11～：約3,800ha



現行プログラム（R2末策定）で
「**対策地区**」と位置付け

防災性向上重点地区のうち
国の定めた基準を満たしていない地域を指定



特に優先的取組が必要な 密集住宅市街地（優先地区）

H14～：約1,300ha

H24：国が「危険密集市街地」を
設定。本市の優先地区が
位置付けられる

R2末：約660haが目標達成
(**対策地区**の位置付けへ)



重点対策地区

優先地区のうち目標未達成の
約640haを現行プログラムで
「**重点対策地区**」と位置付け